

2008年9月19日

東京弁護士会  
会長 吉岡 桜 殿

財務大臣  
谷垣 禎一

男女共同参画等に関するアンケートに対するご回答

拝啓

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

先日9月8日、貴会よりご送付いただきました標記アンケートに対する回答をお送りいたします。よろしくご査収ください。

敬具

1 男女共同参画社会基本法について

1. 男女共同参画社会基本法に賛同しますか。

はい。

2. 基本理念に賛成である理由

出産や育児のため、20代後半から30代にかけて、働き続けることをやむを得ずあきらめる女性が多い。しかし、日本の魅力を高めるためには、各個人が持てる個性と能力を発揮できる環境づくりが必要であり、男女共同参画社会の形成を促進すべく、こうした考えをうたった本法の基本理念に賛成する。

3. どのような政策を遂行されるのか。

育児休業がとりやすく、職場復帰しやすい環境を整備する。また、育児が一段落して再就職を希望する場合、再就職先としてはパート、派遣などが多くなる傾向があるため、非正規労働と正規労働の労働条件の均衡をいかに図っていくかが課題である。こうした職場環境の総合的な改善を目指し、企業と共に「ママさんのいる職場キャンペーン」を展開していきたい。

3. 仕事と家庭の両立がしやすい就業環境の整備をすすめ、男女労働者双方の「仕事と生活の融合」(ワーク・ライフ・バランス)を実現することが重要であるという考えに賛同しますか。

はい。

4. (はい、と答えた場合) 仕事と生活の融合(ワーク・ライフ・バランス)を実現するために、どのような施策を考えているか。

個人が仕事と家庭の両立を図るとともに多様な生活スタイルを選択できる環境をつくれるよう、働き方の見直しが必要である。具体的には、年次有給休暇の取得促進や情報通信技術を活用した在宅勤務の推進により労働時間を短縮し、豊かな生活にあてる時間の増加を目指す必要がある。前述のように、企業と共に「ママさんのいる職場キャンペーン」を展開していくことで、女性が、結婚や出産によってキャリアパスの大きな変更を強いられることがなく、また、育児休暇がとりやすく、子どもを産んでも安心して元の職場に戻れる職場を実現していく。このような長期休暇の機会は、女性だけではなく男性にもとりやすいものとし、社会全体でワークライフバランスの実現に取り組むことが必要である。その際、企業内の自主的な取組や工夫を促すよう、制度的な手当てを講ずることも重要である。

5. 出産した女性が社会に復帰して活躍することができるようにするために、どのような政策を考えていますか。

個人の生活スタイルに合った雇用形態を選択できるようにするため、正規・非正規雇用の間で処遇の均衡を図り、労働市場における人材の流動化を進めることも大切である。そのためには、所属組織単位の評価ではなく、個人単位で能力・キャリアが評価される社会の仕組み、年金のポータビリティを高めるといった制度的問題を解決する必要がある。企業の人事制度の柔軟化を進めてゆくことも重要である。

4. 男女共同参画社会基本法を改正すべきだと思いますか。

いいえ。

6. (いいえ、と答えた場合) 改正すべきとする意見をどう思いますか。

前述のように、日本の魅力を高めるためには、各個人が持てる個性と能力をいかに発揮できるかという視点が重要である。そのためには、基本法の理念を踏まえ、男女の区別なく、各人が伸び伸びと力を出せるよう取り組んでいくことが重要である。

II

1. 少子化の原因はどこにあるとお考えですか。○をつけてください。

- a. 女性を取り巻く社会環境に原因がある
- b. 現在の結婚のあり方、女性のライフスタイルなどに原因がある。
- c. 若手層の貧困化、雇用の不安定化に原因がある。
- d. その他(具体的に記述ください)

教育にお金がかかること。

2. 少子化に対する対策として、どのような政策を推進していく予定ですか。特に育児に関する社会的環境の未整備(育児と職業の両立困難性、出産・育児に対する公的支援の不足など)に対して、どのような措置を講ずるつもりか。

抜本的な少子化対策を行う際には、多少の予算を付けるといった場当たり的な対策ではなく、地に足を着けて、なぜ子供が産めない、もしくは、産まないのかという本質に迫る必要がある。そのためには、まず、若者が置かれている労働環境の改善を行い、結婚に踏み切れる環境を整える。不妊症により望んでも子供ができない夫婦に対しては、不妊治療を受けやすい環境の整備をおこなう。女性が、キャリアパスの大きな変更を強いられることのないよう、育児休暇がとりやすく、子どもを産んでも安心して元の職場に戻れる職場の実現が必要である。税制面でも、子育てに集中できるよう、現在の扶養控除を見直し、税額控除と児童手当の組合せによる「子育て税制」を導入すべきである。

また、子供の教育費がかさんでいる現実に対応するため、一人ひとりの子供の学習ベースを細かく把握し、それに応じて設定された「一歩前進カリキュラム」といったものを丁寧に与え、指導することによって、塾に通わなくても子供の能力を最大限に伸ばしてくれる公的教育の充実を図っていく必要がある。